

女性活躍推進法に基づく男女の賃金差異の公表について

区分	男女の賃金差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
正規雇用労働者	73.2%
非正規雇用労働者	45.8%
全ての労働者	62.3%

対象期間: 令和6事業年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

賃金: 基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く。

正規雇用労働者: 無期雇用労働者。出向者については当社から社外への出向者を含み、他社から当社への出向者を除く。

非正規雇用労働者: 有期雇用労働者。パートタイマー、嘱託を含み、派遣社員を除く。

※パートタイマーは正規雇用労働者の所定労働時間に換算した賃金で平均年間賃金を算出している。

差異についての補足説明**<正規雇用労働者>**

賃金差異の主な原因は、賃金が高い管理職の女性の割合が少ないことが挙げられる。

管理職への女性登用を計画的に推進し、賃金差異を少なくしていくように努める。

<非正規雇用労働者>

非正規雇用労働者においては、女性よりも男性に相対的に賃金が高い有期雇用労働者が多いため、賃金差が生じている。

賃金体系に男女差はなく、パートタイマーを除いた場合の賃金差異は107.9%である。